



マイナポイント付与対象期間が 令和3年9月まで延長！

～キャッシュレス決済で使えるポイントが上限5,000円分もらえます～

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

▶対象者 令和3年3月までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。カード受領後、マイナポイントの申込みを行い、対象のキャッシュレス決済サービスを利用することでマイナポイントが付与されます。付与率は利用金額の25%で、上限の2万円(対象期間の総額)を利用した場合、最大5,000円相当分のマイナポイントが付与されます。

▶ポイント付与の対象 令和3年9月までのチャージ、物品購入

○マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き)をお持ちの方は、スマートフォン、パソコン、郵便局、コンビニ、携帯ショップでもマイナポイントの予約・申込ができます。また、役場の窓口でも申込をお手伝いしています。

▶受付場所 マイナンバーカード交付臨時窓口役場本庁舎1階相談コーナー(環境経済課隣)

▶受付時間 平日(月～金曜日) 9:00～16:30

▶必要なもの マイナンバーカード、
マイナポイントを申込み決済サービスの決済手段
(例: ICカード、専用アプリ等)



マイナポイント
手続スポット検索



決済サービス
一覧

○マイナンバーカードをお持ちでない方へ

マイナンバーカードは申請から交付までに1か月程度かかりますので、スマートフォンやパソコン、郵便等によりお早めにお申込みください。申請書がお手元にない場合や、ご自身でカードの申込手続きが難しい場合には、役場で申請サポートを実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる ようになります

問合せ 住民ほけん課 ☎991-1868 (国保年金担当)
☎991-1884 (後期高齢者医療)

令和3年3月から医療機関や薬局の窓口において、オンラインでの資格確認が開始されることに伴い、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

※カードリーダーが設置されていない医療機関等では、引き続き健康保険証の提示が必要です。

※健康保険切り替えの際は、引き続き医療保険者への届け出が必要です。

利用には事前に登録が必要です

利用には事前登録が必要となり、登録の申し込みはマイナポータルで行うことができます。マイナポータルの機器は、役場マイナンバーカード交付臨時窓口を設置してありますので、ご利用ください。

なお、詳細については、“マイナポータルの保険証利用のページ”をご覧ください。

▶健康保険証利用申込のお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 受付時間 平日9:30～20:00



確定申告期限が延長されました

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

令和2年分の申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告期限・納付期限が令和3年4月15日(木)まで延長されました。 ※3月16日(火)以降の確定申告会場は【越谷税務署庁舎】です。

▶申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年 4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

▶振替納税の振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)